

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
 事業者名 小田急電鉄株式会社
 代表者名 取締役社長 星野 晃司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新宿駅	・3・4・5・6番線ホームに隙間対策としてくし状ゴムを設置 ※2・4・7・9号車の4番扉前のみ（2019年度～2020年度） ・他社線に乗り換えを案内する屋内点字誘導ルートを南口に整備（2019年度）	・設置へ向けた設計を実施 ・整備済み
参宮橋駅	・駅舎改良工事において多機能トイレを整備（2019年度）	・整備済み
代々木上原駅	・1・4番線ホームにホームドアを供用開始 ・1・4番線ホームに隙間対策としてくし状ゴムを設置 ※2・4・7・9号車の4番扉前のみ（2019年度～2020年度）	・供用開始済み ・設置へ向けた設計を実施
東北沢駅	・1・2番線ホームにホームドアを供用開始（2019年度）	・供用開始済み
世田谷代田駅	・1・2番線ホームにホームドアを供用開始（2019年度）	・供用開始済み
梅ヶ丘駅	・1・2番線ホームにホームドアを供用開始（2019年度） ・1番線ホームの嵩上げ工事（※2番線嵩上げ済）	・供用開始済み ・工事済み
千歳船橋駅	・2番線ホームに隙間対策としてくし状ゴムを設置 ※2・4・7・9号車の4番扉前のみ（2019年度～2020年度）	・設置へ向けた設計を実施
成城学園前駅	・3・4番線ホームに隙間対策としてくし状ゴムを設置 ※2・4・7・9号車の4番扉前のみ（2019年度～2020年度）	・設置へ向けた設計を実施
本厚木駅	・1・2番線ホームに降りエスカレーターを増設（2019年度）	・増設済み

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助に必要な人員の配置	・車いす介助の対応件数と係員の人数を比較検討し、お体の不自由なお客さまの介助専属要員を配置し、安全・安心に駅をご利用できる体制を整える。（2019年度）	・体制整備を実施中
お客さま介助システムの導入	・乗り換えに介助が必要なお客さまがスムーズに移動できるように、係員間の確実な情報連絡手段として「お客さま介助システム」の導入し、運用を開始する。（2019年度）	・導入へ向けた試行運用を開始

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
QRコード活用による鉄道運行情報発信	・運行情報等を発信している当社ホームページへのリンク機能を有するQRコードを、お客さまの目に触れやすい箇所（車両・駅窓口）へ設置することで、情報伝達の確実性を高める。（2019年度）	・設置済み
公式スマートフォンアプリの拡張	・運行情報や列車走行位置等の情報提供を行っている公式スマートフォンアプリにバス時刻表を付加する。（2019年度）	・拡張対応済み
異常時運行情報ディスプレイの設置	・異常時の運行状況や振替輸送をわかりやすくご案内する異常時運行情報ディスプレイを向ヶ丘遊園駅に設置する。（2019年度）	・設置済み

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
お身体が不自由な方に参画していただく社員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・目の不自由な方をお招きして盲導犬セミナーを開催し、疑似体験や座談会等を実施する。(2017年度～毎年開催) ・耳の不自由な方を招き、手話講座を開催する。(2019年度) ・お身体の不自由な方に乗客役を依頼し、駅係員の接客レベル向上を目的とした社内接客グランプリを開催する(2016年度～毎年開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施済み ・開催済み ・開催済み
お身体が不自由な方の接遇に関する民間資格の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士の取得を推進する。 ・認知症サポーター養成講座を活用し、駅係員が認知症高齢者等に対して手助けできるような教育訓練を実施する。(2019年度) ・ユニバーサルサービス研修を実施し、駅係員の意識向上と理解の促進を図る。(2019年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・96名新規取得 ・実施済み ・開催済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) その他

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在地	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設備の設置の有無			
新宿	小田原線	東京都 新宿区 西新宿	516,876			○	6	6	3 (2)	8		2 (1)	○	○	○	○	○	6	○			
南新宿	小田原線	東京都 渋谷区 代々木	3,977				2		2 (2)			1	○	○	○	○	○	2	○			
参宮橋	小田原線	東京都 渋谷区 代々木	14,612		○	○	2	2	2 (2)				○	○	○	○	○	2	○			
代々木八幡	小田原線	東京都 渋谷区 代々木	20,580		○	○	1	1	3 (3)	2 (2)			○	○	○	○	○	1	○			
代々木上原	小田原線	東京都 渋谷区 西原	283,238			○	2	2	4 (4)	2				○	○	○	○	2	○			
東北沢	小田原線	東京都 世田谷区 北沢	7,335		○	○	1	1	1 (1)	2 (2)			○	○	○	○	○	1	○			
下北沢	小田原線	東京都 世田谷区 北沢	121,739		○	○	2	2	2 (2)	12		1 (1)	○	○	○	○	○	2	○			
世田谷代田	小田原線	東京都 世田谷区 代田	9,348		○	○	1	1	1 (1)	2 (2)			○	○	○	○	○	1	○			
梅ヶ丘	小田原線	東京都 世田谷区 梅丘	34,064		○	○	2	2	2 (2)	4			○	○	○	○	○	2	○			
豪徳寺	小田原線	東京都 世田谷区 豪徳寺	28,656		○	○	2	2	2 (2)	4			○	○	○	○	○	2	○			
経堂	小田原線	東京都 世田谷区 経堂	82,540			○	2	2	2 (2)	4				○	○	○	○	2	○			
千歳船橋	小田原線	東京都 世田谷区 船橋	60,683		○	○	2	2	2 (2)	4			○	○	○	○	○	2	○			
祖師ヶ谷大蔵	小田原線	東京都 世田谷区 祖師谷	51,085			○	2	2	2 (2)	4 (2)				○	○	○	○	2	○			
成城学園前	小田原線	東京都 世田谷区 成城	88,692			○	2	2	2 (2)	4				○	○	○	○	2	○			
喜多見	小田原線	東京都 世田谷区 喜多見	34,207			○	2	2	2 (2)	4				○	○	○	○	2	○			
狛江	小田原線	東京都 狛江市 東和泉	48,921			○	2	2	2 (2)	4		1 (1)		○	○	○	○	2	○			
和泉多摩川	小田原線	東京都 狛江市 東和泉	15,751		○	○	2	2	2 (2)	4		2 (2)	○	○	○	○	○	2	○			
登戸	小田原線	神奈川県 川崎市 多摩区	167,685		○	○	2	2	2 (2)	7 (6)			○	○	○	○	○	2	○			
向ヶ丘遊園	小田原線	神奈川県 川崎市 多摩区	67,384			○	2	2	4 (4)			1		○	○	○	○	2	○			
生田	小田原線	神奈川県 川崎市 多摩区	46,037			○	2	2	4 (4)	4				○	○	○	○	2	○			
読売ランド前	小田原線	神奈川県 川崎市 多摩区	36,082			○	2	2	2 (2)	2		1		○	○	○	○	2	○			
百合ヶ丘	小田原線	神奈川県 川崎市 麻生区	21,681			○	2	2	2 (2)	2		1		○	○	○	○	2	○			
新百合ヶ丘	小田原線	神奈川県 川崎市 麻生区	128,155		○	○	3	3	3 (3)	12			○	○	○	○	○	3	○			
柿生	小田原線	神奈川県 川崎市 麻生区	37,634		○	○	2	2	2 (2)			1 (1)	○	○	○	○	○	2	○			
鶴川	小田原線	東京都 町田市 能ヶ谷	68,992		○	○	2	2	3 (3)				○	○	○	○	○	2	○			
玉川学園前	小田原線	東京都 町田市 玉川学園	46,581		○	○	2	2	4 (4)	2			○	○	○	○	○	2	○			
町田	小田原線	東京都 町田市 原町田	289,419		○	○	2	2	2 (2)	8		2	○	○	○	○	○	2	○			
相模大野	小田原線	神奈川県 相模原市 南区	127,169			○	2	2	2 (2)	4				○	○	○	○	2	○			
小田急相模原	小田原線	神奈川県 相模原市 南区	57,496			○	2	2	3 (3)	4 (2)				○	○	○	○	2	○			
相武台前	小田原線	神奈川県 座間市 相武台	40,324		○	○	2	2	4 (4)	2			○	○	○	○	○	2	○			
座間	小田原線	神奈川県 座間市 入谷	20,833			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
海老名	小田原線	神奈川県 海老名市 上郷	152,370		○	○	2	2	2 (2)	7			○	○	○	○	○	2	○			
厚木	小田原線	神奈川県 海老名市 河原口	20,287		○	○	2	2	2 (2)				○	○	○	○	○	2	○			
本厚木	小田原線	神奈川県 厚木市 泉町	151,791		○	○	2	2	2 (2)	6 (4)		3 (1)	○	○	○	○	○	2	○			
愛甲石田	小田原線	神奈川県 厚木市 愛甲	54,602			○	2	2	3 (3)	4		1		○	○	○	○	2	○			
伊勢原	小田原線	神奈川県 伊勢原市 桜台	51,705			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
鶴巻温泉	小田原線	神奈川県 秦野市 鶴巻北	14,963			○	2	2	2 (2)	4 (4)		2		○	○	○	○	2	○			
東海大学前	小田原線	神奈川県 秦野市 南矢名	38,909			○	2	2	2 (2)					○	○	○	○	2	○			
秦野	小田原線	神奈川県 秦野市 大秦町	42,011			○	2	2	3 (3)	4				○	○	○	○	2	○			
渋沢	小田原線	神奈川県 秦野市 曲松	27,175			○	2	2	2 (2)	4				○	○	○	○	2	○			
新松田	小田原線	神奈川県 足柄上郡 松田町	22,946			○	2	2	3 (3)					○	○	○	○	2	○			
開成	小田原線	神奈川県 足柄上郡 開成町	12,350			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
栢山	小田原線	神奈川県 小田原市 栢山	8,589				2	1				2 (1)		○	○	○	○	2	○			
富水	小田原線	神奈川県 小田原市 堀ノ内	6,796				2					2		○	○	○	○	2	○			
螢田	小田原線	神奈川県 小田原市 蓮正寺	6,059				2					2		○	○	○	○	2	○			
足柄	小田原線	神奈川県 小田原市 扇町	3,893		○	○	2	2	2 (2)			1 (1)	○	○	○	○	○	2	○			
小田原	小田原線	神奈川県 小田原市 城山	62,396		○	○	2	2	2 (2)	5			○	○	○	○	○	2	○			
東林間	江ノ島線	神奈川県 相模原市 南区	22,006			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
中央林間	江ノ島線	神奈川県 大和市 中央林間	99,122			○	2	2	2 (2)			3		○	○	○	○	2	○			
南林間	江ノ島線	神奈川県 大和市 南林間	34,021			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
鶴間	江ノ島線	神奈川県 大和市 西鶴間	30,356			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
大和	江ノ島線	神奈川県 大和市 大和南	118,918				2		2 (1)	4		1		○	○	○	○	2	○			
桜ヶ丘	江ノ島線	神奈川県 大和市 福田	20,242			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
高座渋谷	江ノ島線	神奈川県 大和市 福田	25,520			○	2	2	2 (2)			1 (1)		○	○	○	○	2	○			
長後	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 下土棚	34,294			○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
湘南台	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 湘南台	92,076			○	2	2	2 (2)	4				○	○	○	○	2	○			
六会日大前	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 亀井野	29,802			○	2	2	2 (2)	3				○	○	○	○	2	○			
善行	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 善行	27,011		○	○	2	2	4 (4)				○	○	○	○	○	2	○			
藤沢本町	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 藤沢	21,694			○	2	2	2 (2)					○	○	○	○	2	○			
藤沢	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 南藤沢	165,663				2					1	○	○	○	○	○	2	○			
本鶴沼	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 本鶴沼	13,938			○	2	2				2 (2)		○	○	○	○	2	○			
鶴沼海岸	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 鶴沼海岸	19,859				2		2 (2)			1		○	○	○	○	2	○			
片瀬江ノ島	江ノ島線	神奈川県 藤沢市 片瀬海岸	19,828		○	○	2	2					○	○	○	○	○	2	○			
五月台	多摩線	神奈川県 川崎市 麻生区	10,192		○	○	2	2	4 (4)			1 (1)		○	○	○	○	2	○			
栗平	多摩線	神奈川県 川崎市 麻生区	24,606		○	○	2	2	3 (3)			1		○	○	○	○	2	○			
黒川	多摩線	神奈川県 川崎市 麻生区	8,731		○	○	2	2	4 (4)					○	○	○	○	2	○			
はるひ野	多摩線	神奈川県 川崎市 麻生区	10,048		○	○	2	2	2 (2)	4		1 (1)	○	○	○	○	○	2	○			
小田急永山	多摩線	東京都 多摩市 永山	31,056		○	○	2	2	2 (2)				○	○	○	○	○	2	○			
小田急多摩センター	多摩線	東京都 多摩市 落合	51,315		○	○	2	2	2 (2)	2		2	○	○	○	○	○	2	○			
唐木田	多摩線	東京都 多摩市 唐木田	17,207			○	2	2	2 (2)	2				○	○	○	○	2	○			
(合計) 計70駅				70駅	29駅	63駅	142	129	167基 (64駅)	165基 (64駅)	164基 (38駅)	24基 (8駅)	0基	40箇所 (27駅)	14箇所 (12駅)	32駅	70駅	70駅	70駅	70駅	142	38駅

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。